

河川空間のオープン化について

1. 河川敷地占用許可制度について
2. 河川空間のオープン化について
3. 河川空間のオープン化の事例

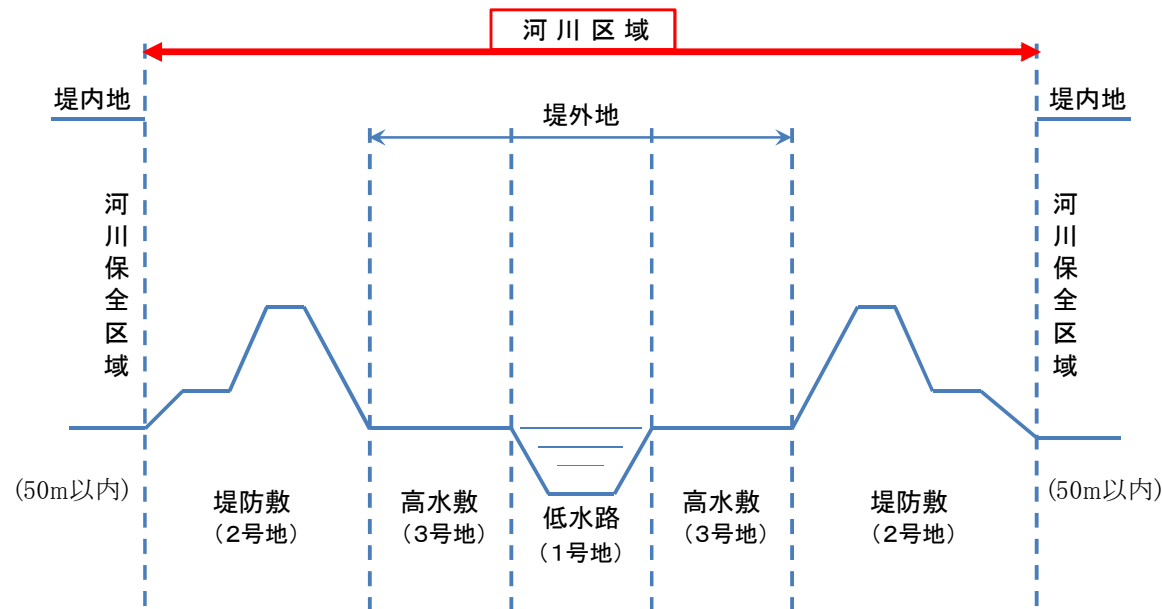
1. 河川敷地占用許可制度について

1. 河川敷地占用許可制度について ①

法律上の根拠

- 河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川法第24条の規定に基づく許可(土地の占用の許可)を受けなければならない。
- また、工作物の設置等を伴う場合には、河川法第26条の許可(工作物の新築等の許可)も合わせて受けなければならない。

河川一般図(横断図)



1. 河川敷地占用許可制度について ②

許可の法的性格

- 河川法第24条に定める河川区域内の土地の占用許可は、河川管理者が河川法に基づき河川管理権の作用として特定人のために河川区域内の土地を占有する権利を設定する行為であり、許可を受けた者は、土地の使用権を取得することとなる。(特許使用)
- これに対し、河川法第26条に定める河川区域内の土地における工作物の新築等の許可は、一般的な禁止を解除するものであり、許可を受けた者に権利を設定するものではない。(許可使用)

○ 河川法(昭和三十九年七月十日法律第百六十七号)【抄】

(土地の占有の許可)

第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2~5(略)

1. 河川敷地占用許可制度について ③

基本的な考え方

- 河川区域内の土地は、河川管理施設と相まって、洪水による被害を除却・軽減させるためのものであり、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は原則として認めるべきものではない。
 - しかしながら、占用の目的、態様によっては、
 - 公園、広場等のように一般公衆の使用を増進する場合
 - ダムの設置の場合のように一般公衆の利用は阻害されるが、河川の流水によって生ずる公利を増進するために必要な場合
 - 橋の設置の場合のように河川を離れた社会経済上の必要性に基づいて河川としては甘受しなければならない場合 等
- 意義は様々であるが、占用の制度は必要なものである。

1. 河川敷地占用許可制度について ④

占用許可の基本方針

- 占用主体が公共性、公益性を有する団体であること。
地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者、公益法人 等
- 占用施設が河川利用の増進につながるもの等であること。
公園、鉄道橋梁、鉄塔、ケーブル、遊歩道、花壇 等
- 各種基準に適合していること。
治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること
- 河川敷地の適正な利用に資すると認められること。

1. 河川敷地占用許可制度について ⑤

占用の許可期間の考え方

- 土地の占用の許可は、本来一般公衆の自由な使用に供されるべき公共用物である河川敷地について、特定人に対し本来の用法を越えて特別の使用権を設定するものであることから、その期間は、河川の公共用物としての目的を阻害することがないように、当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して必要最小限度のものとしなければならない。
- すなわち、占用の許可に基づく権利は、公共用物である河川敷地を排他的・独占的に使用する権利であることに由来する内在的制約として、必要最小限度の期間のみ存続を認められているものである。

占用許可期間（現状）

- ① 通常の占用施設（公園等）：10年以内
- ② 周辺環境に影響を与える施設：5年以内
（例：グライダー練習場、ラジコン飛行機滑空場）

1. 河川敷地占用許可制度について ⑥

河川法第24条（土地の占用の許可）の許可基準

- 河川区域内における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地占用許可準則」(事務次官通達)により審査した上で許可を行う。
- 昭和40年の制定以降、社会ニーズに対応するため順次改訂。
 - 昭和40年 制定 (昭和40年12月23日付け 建設事務次官通達)
 - 昭和58年 一部改正 (昭和58年12月 1日付け 建設事務次官通達)
 - 平成 6年 全面改正 (平成 6年10月17日付け 建設事務次官通達)
 - 平成11年 全面改正 (平成11年 8月 5日付け 建設事務次官通達)
 - 平成17年 一部改正 (平成17年 3月28日付け 国土交通事務次官通達)
 - 平成23年 一部改正 (平成23年 3月 8日付け 国土交通事務次官通達)
- 平成23年の一部改正において、「第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」(河川空間のオープン化の特例)を追加。

1. 河川敷地占用許可制度について ⑦

平成23年の準則一部改正の背景

河川敷地占用における占用主体は、
原則として公共性、公益性を有する者等に限定されている

営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用できるようにすることにより、
河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望の高まり

営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とする特例措置を、
平成16年3月から社会実験として実施

社会実験の結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の
商業利用の促進の観点から、準則を改正

2. 河川空間のオープン化について

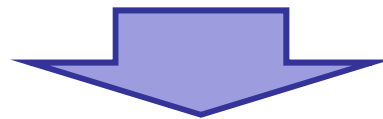
2. 河川空間のオープン化について ①

河川空間のオープン化の概要

- 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定する。

※区域の指定は、地元都道府県又は市町村(特別区を含む。)からの要望等を契機として行うことを想定。

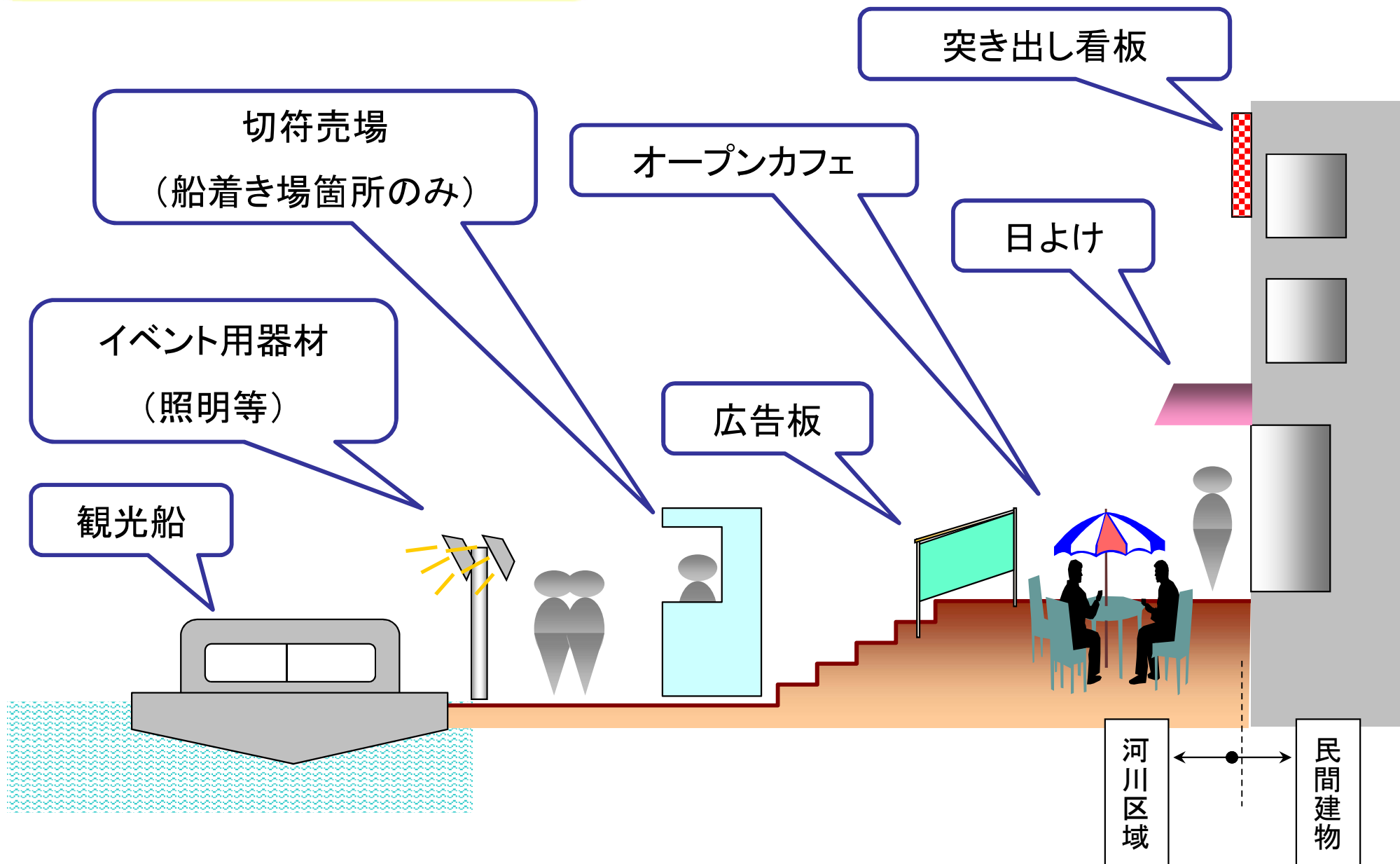
- 占用許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能に。



都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能。

2. 河川空間のオープン化について ②

河川空間利用のイメージ



2. 河川空間のオープン化について ③

占用許可の基本方針

➤ 地域の合意が図られていること。

協議会の活用等(※)により、以下の事項について、地域の合意が図られていること。

- 区 域 : 治水上・利水上支障のない区域を指定(都市・地域再生等利用区域)
- 占用方針 : 施設、許可方針(許可条件)
- 占用主体 : 公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

➤ 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。

- 治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること

➤ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

※協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

2. 河川空間のオープン化について ④

占用主体の種類と占用の許可期間

- 占用主体は以下の3類型。
- また、占用主体によって占用の許可期間の上限が異なる。

準則第6に掲げる占用主体

- ・ 公共性、公益性を有する主体(公的主体)
- ・ 占用施設を自ら使用するほか、営業活動を行う事業者等に使用させることができる。
- ・ 占用許可期間: 10年以内

営業活動を行う事業者等であって、協議会等において適切であると認められたもの

- ・ 協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。
- ・ 占用許可期間: 3年以内

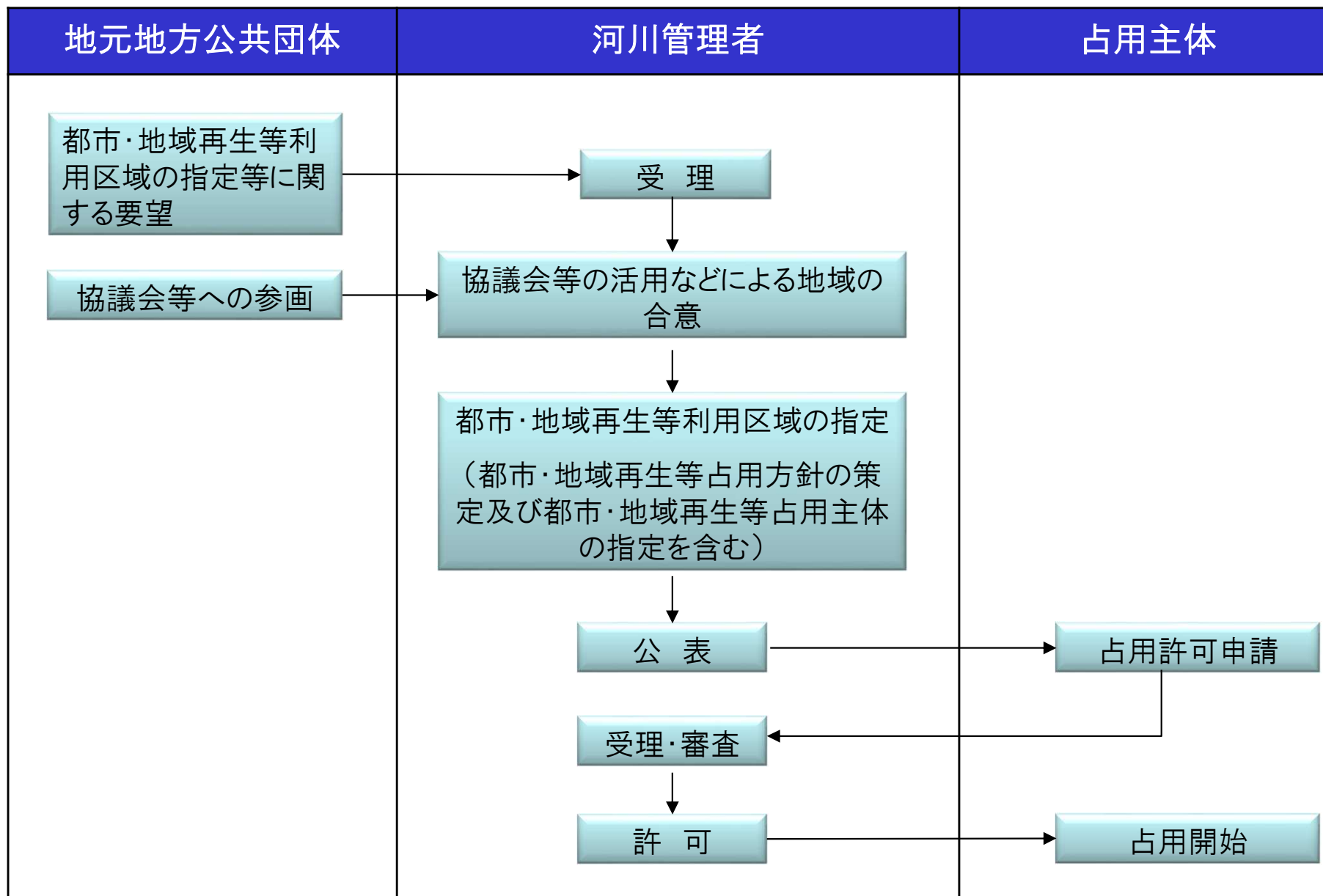
営業活動を行う事業者等

- ・ 占用許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占用許可を行うもの。
- ・ 占用許可期間: 3年以内

※「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、特定非営利活動法人、権利能力なき社団などをいう。

2. 河川空間のオープン化について ⑤

河川空間のオープン化の手続の流れ



2. 河川空間のオープン化について ⑥

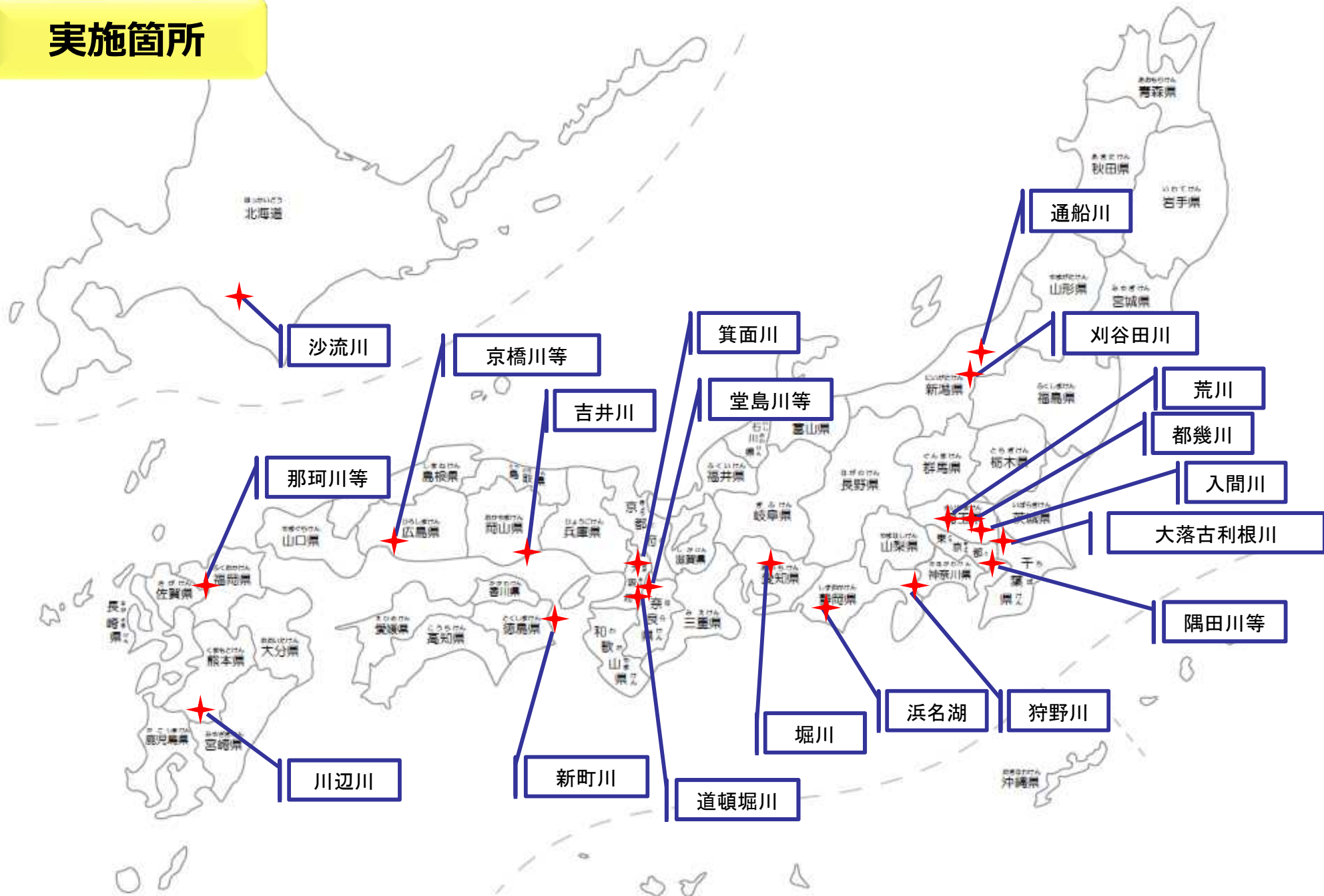
実施箇所一覧（平成27年12月時点）

| No. | 河川管理者 | 河川名 | 区域名称（主な利用形態） | 占有者 |
|-----|---------|-------------|--------------------------------|---|
| 1 | 北海道開発局 | 沙流川 | 平取地域イオル再生事業 ※イオル・・・アイヌの伝統的生活空間 | 平取町長 |
| 2 | 東京都 | 隅田川 | 隅田公園オープンカフェ | タリーズ・コーヒー・ジャパン(株)、(株)松竹サービスネットワーク |
| 3 | 東京都 | 渋谷川 | 渋谷川再開発 | 渋谷区長(予定) |
| 4 | 埼玉県 | 都幾川 | ときがわ町「川の広場」(バーベキュー場) | ときがわ町川の広場河川利用調整協議会 |
| 5 | 埼玉県 | 入間川 | 飯能市「弁天河原河川広場」(バーベキュー場) | 名栗弁天河原河川広場利用調整協議会 |
| 6 | 埼玉県 | 大落古利根川 | 大落古利根川河川広場(バーベキュー場) | 大落古利根川河川広場利用調整協議会 |
| 7 | 埼玉県 | 荒川 | かわせみ河原(バーベキュー場) | 寄居町かわせみ河原利用調整協議会 |
| 8 | 埼玉県 | 荒川 | リバテラス長瀬(バーベキュー場) | 親鼻橋河原河川広場利用調整協議会 |
| 9 | 新潟県 | 通船川 | 通船川河口の森区域(舟小屋) | (NPO法人)新潟水辺の会 |
| 10 | 新潟県 | 刈谷田川 | 刈谷田川防災公園(道の駅) | 新潟県見附市長 |
| 11 | 中部地方整備局 | 狩野川 | かのがわ風のテラス(オープンカフェ、水辺のステージ) | 沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会(NPO法人)浜名湖観光地域づくり協議会、浜名漁業協同組合、湖西市、浜名湖遊覧船株式会社 |
| 12 | 静岡県 | 都田川 | 浜名湖舟運(遊覧船事業) | (公益財団法人)なごや建設事業サービス財団 |
| 13 | 名古屋市 | 堀川 | 納屋橋地区(オープンカフェ、イベント利用) | 大正区長(予定) |
| 14 | 大阪府 | 尻無川 | 尻無川河川広場 | (株)ケー・エクスプレス |
| 15 | 大阪府 | 堂島川 | 若松浜(リバークルーズ) | (NPO法人)水上安全協会、(株)はちけんや |
| | 大阪府 | 大川 | 八軒家浜(川の駅はちけんや) | (財)大阪府都市整備推進センター |
| | 大阪府 | 堂島川 | 中之島バンク(船着場、水上食事施設) | 大阪市長 |
| | 大阪府 | 堂島川・大川、土佐堀川 | 中之島東部(中之島公園、レストラン) | 北浜水辺協議会 |
| | 大阪府 | 土佐堀川 | 北浜(北浜テラス) | 南海電気鉄道(株) |
| 16 | 大阪市 | 道頓堀川 | 水辺遊歩道「とんぼりリバーウォーク」 | 箕面市観光協会 |
| 17 | 大阪府 | 箕面川 | 箕面川床 | 岡山県和気町長 |
| 18 | 中国地方整備局 | 吉井川 | リバーサイド和気(河川公園内休憩所) | 水の都ひろしま推進協議会 |
| 19 | 広島県 | 京橋川 | 水辺のオープンカフェ | 水の都ひろしま推進協議会 |
| | 中国地方整備局 | 元安川 | 水辺のコンサート | 水の都ひろしま推進協議会 |
| | 中国地方整備局 | 元安川 | 水辺のオープンカフェ | 株式会社かき舟ひろしま |
| | 中国地方整備局 | 元安川 | かき船 | 広島市長 |
| 20 | 中国地方整備局 | 太田川 | 太田川放水路泊地(カヌー体験教室、カヌー保管庫) | 株式会社かなわ |
| 21 | 中国地方整備局 | 元安川 | かき船 | 徳島市長、(NPO法人)新町川を守る会 |
| 22 | 徳島県 | 新町川 | ひょうたん島遊覧船 | 福岡市長 |
| 23 | 福岡県 | 那珂川、薬院新川 | オープンカフェ | 五木村長 |
| 24 | 九州地方整備局 | 川辺川、五木小川 | 川辺川ダム水没予定地の利活用(バンジージャンプ施設) | |

※No. 15及び19については、社会実験当時1区域であったため、まとめて1区域と整理。

2. 河川空間のオープン化について ⑦

実施箇所



3. 河川空間のオープン化の事例

3. 河川空間のオープン化の事例 ①

浜松市（二級河川 都田川（浜名湖））

概要

浜名湖SAに近接する河川敷地に棧橋を設置し、そこを基点として、小型船舶で浜名湖上の遊覧及び舟運を可能とし、気軽に浜名湖の魅力を体感できるようにした遊覧船事業。

河川管理者

静岡県

区域名称 （主な利用）

浜名湖舟運（遊覧船事業）

河川名

都田川

指定範囲

浜名湖周辺

指定日

H25.9.30（H26.2.24変更）

占有者

〔棧橋別に〕

（NPO法人）浜名湖観光地域づくり協議会、浜名漁業協同組合、湖西市、浜名湖遊覧船株式会社

占用施設

船舶係留施設

合意方法

（NPO法人）浜名湖観光地域づくり協議会

許可期間

1年（4月～12月）

棧橋から出向する遊覧船



3. 河川空間のオープン化の事例 ②

名古屋市（一級河川 堀川）

概要 納屋橋地区の遊歩道や親水広場等の河川敷地を有効に活用することで、都市にうるおいと活気に満ちた水辺空間を創出し、にぎわい創出や魅力あるまちづくりをすすめるため、オープンカフェやイベントを実施。

河川管理者 名古屋市長

**区域名称
(主な利用)** 納屋橋地区（オープンカフェ、イベント利用）

河川名 堀川

指定範囲 錦橋～天王崎橋

指定日 H24.3.1（H27.4.1変更）

占有者 （公益財団法人）なごや建設事業サービス財団

占用施設 オープンカフェ等、イベント等の実施に必要な施設

合意方法 堀川水辺活用協議会納屋橋地区部会

許可期間 3年

イベント利用

（堀川フラワーフェスティバル・500人大合唱）



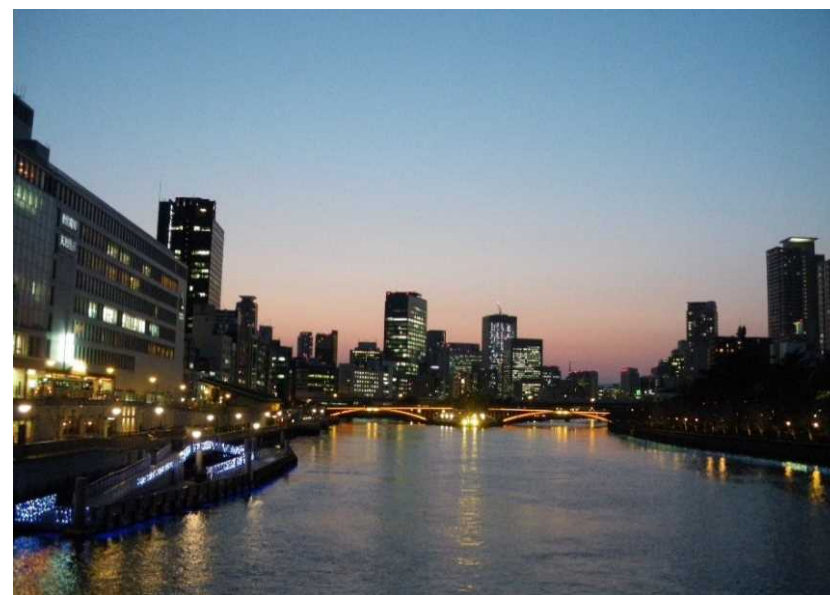
オープンカフェ

3. 河川空間のオープン化の事例 ③

大阪市（一級河川 大川）

| | |
|----------------|---|
| 概要 | 八軒家浜では、水上交通と陸上交通の結節点として八軒家浜船着場が整備され、「川の駅はちけんや」は、船着き場管理機能、サービス提供機能及び水辺の賑わい創出機能を有した複合的な賑わい施設となっている。 |
| 河川管理者 | 大阪府 |
| 区域名称 (主な利用) | 八軒家浜（川の駅はちけんや） |
| 河川名 | 大川 |
| 指定範囲 | 天満橋～天神橋下流 |
| 指定日 | H23.7.15 |
| 占有者 | (NPO法人) 水上安全協会、(株) はちけんや |
| 占有施設 | 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、その他施設 |
| 合意方法 | 中之島水辺協議会 |
| 許可期間 | 3年 |

「川の駅はちけんや」と
周辺の様子



3. 河川空間のオープン化の事例 ④

岡山県和気町（一級河川 吉井川）

| | |
|----------------|---|
| 概要 | 広大な河川敷には、県下最大規模のゲートボール場や、グランドゴルフ場、少年サッカーが盛んな多目的広場があるほか、春の桜、秋のモミジなどの季節の風景が楽しめる。公園内の山小屋風無料休憩所「リバーサイド和気」は、ドライブなどでの休息ポイントにもなっている。 |
| 河川管理者 | 中国地方整備局長 |
| 区域名称 (主な利用) | リバーサイド和気（河川公園内休憩所） |
| 河川名 | 吉井川 |
| 指定範囲 | 〔右岸〕吉井川河川公園休憩所群 |
| 指定日 | H25.6.3 |
| 占有者 | 岡山県和気町長 |
| 占用施設 | 広場及び広場と一体をなす飲食店、青空市等 |
| 合意方法 | 地元市町村の同意 |
| 許可期間 | 5年 |

休憩所「リバーサイド和気」



3. 河川空間のオープン化の事例 ⑤

徳島県徳島市（一級河川 新町川）

概要 徳島県では、ひょうたん島周辺の既存観光資源を中心とした水上ネットワークの構築や回廊整備により、観光振興を図っている。

その中でも当該区域は、ひょうたん島を巡る周遊船の乗り場や、親水公園、ボードウォークが整備され、多くの県民が集う憩いの場となっている。

河川管理者 徳島県知事

**区域名称
（主な利用）** ひょうたん島遊覧船

河川名 新町川

指定範囲 新町川左右岸の新町橋～両国橋

指定日 H24.12.25

占用者 徳島市長、（NPO法人）新町川を守る会

占用施設 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなすオープンカフェ等、その他施設

合意方法 地元市町村の同意

許可期間 （徳島市長）5年、（新町川を守る会）3年



新町川水際公園での水上ステージ



とくしま
マルシェ



ひょうたん島
クルーズ

(参考) 2020年東京オリンピック・
パラリンピックに向けて

➤ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日 閣議決定）

4. 大会を通じた新しい日本の創造

(1) 大会を通じた日本の再生

③ 外国人旅行者の訪日促進

「…水辺環境の改善等についても、大会後の日本の成長基盤となるよう配慮する。」

➤ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組

(平成27年11月27日 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局)

2. 大会を通じた新しい日本の創造

(1) 大会を通じた日本の再生

③ 外国人旅行者の訪日促進

「○水辺環境の改善：国土交通省

水辺環境の改善のため、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について、平成27年度より検討を開始。」